

トラサポ通信

2022/11/1
Vol.48



気になるニュース



10月27日から軽貨物黒ナンバーが乗用車でもできるようになりました。ウーバーなどの飲食物の宅配事業の運送が必要が旺盛なのでしょう。しかし今時点でも軽貨物宅配の人たちの事故が多くなっていると聞きます。また、本来であれば軽貨物も、労働時間は一般貨物と同様のルール下ですし、対面点呼、点呼記録簿作成、ドライバー指導教育も義務なのです。そんな義務を果たしている事業者はいないでしょうし、そもそも知らない人ばかりではないでしょう。規制緩和は仕方ないとしてもルールがあるなら必ず守らせるか、ルールも緩くして現状に合わせるかしてもらいたいものです。



ドライバー教育道場



年間12項目の教育内容をほんの少しずつ掲載していきます。今回は適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況についてです。



もうすぐ場所によっては雪道に遭遇する時期ですね。最近では豪雪で動けなくなることもあります。それもしっかり対策していないと監査から行政処分となることもあるので注意しましょう。出発前には必ず気象や道路の確認。余裕をもって冬用タイヤやチェーンの準備。出発直後には燃料を満タンに。極寒でのガス欠は命取りになります。日頃チェーン装備の練習をし、雪道に入る前の早めに装着。降雪時、走行中は車間距離を十分にとり、心と時間にゆとりを。走れなくなったら無理せず退避しましょう。

【コラム】

厚労省の検討会にて2024年4月から運用となる新:改善基準告示の原案が発表となりました。拘束時間に始まり430や分割休息のルールも変更となるもようです。正式には年末を待たなければいけません。今の段階から準備が必要です。

【発行者】

〒253-0002
神奈川県茅ヶ崎市高田 4-21-51
行政書士武藤事務所
電話 080-6555-2830 FAX 0467-98-4820
メール contact@gyouseishoshi-muto.com